

住民と移住者との交流イベント業務委託

プロポーザル方式実施要領

1. 事業の趣旨・目的

移住・定住の促進および地域コミュニティの形成を目的として、移住者と地域住民との交流を図るイベントを開催する。

本事業は、移住後概ね3年以内の移住者と地域住民を対象に、テクラスコミュニティ棟を活用した交流イベントを企画・運営するものである。

2. 業務概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 業 務 名 | 住民と移住者との交流イベント業務委託 |
| (2) 業 務 内 容 | <ul style="list-style-type: none">・ イベント企画立案(交流を促すプログラムの提案)・ 会場設営、備品手配、広報、参加者募集・ スケジュール管理・ イベントの準備・運営(進行、受付、安全管理)・ 実施報告書の作成(概要、参加者数、アンケート結果、課題等) |
| (3) 履 行 期 間 | 契約締結日から令和9年3月26日(金)まで |
| (4) 委託上限額 | 1,000,000 円(税込) |

3. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治体法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 法人税・法人事業税・消費税または地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)またはその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (5) 類似業務の受注実績があり、確実に履行できる者であること。

4. スケジュール

- (1) 実施要領等の公表(公告開始日)
令和 8 年 8 月 3 日(月)
- (2) 実施内容等に関する質問受付期限
令和 8 年 8 月 10 日(月) 正午まで
- (3) 質問に対する回答
令和 8 年 8 月 14 日(金) までに電子メールにて回答
- (4) 参加表明書提出期限
令和 8 年 8 月 21 日(金) 17 時まで
- (5) 参加資格の結果確認通知
令和 8 年 8 月 26 日(水)
- (6) 企画提案書提出期限
令和 8 年 9 月 9 日(水) 17 時まで
- (7) プレゼンテーションおよびヒアリングの実施
令和 8 年 9 月 14 日(月)
時間等の詳細は令和 8 年 9 月 11 日(金)までに電子メールにて通知
- (8) 最終選定結果の通知・公表
令和 8 年 9 月 18 日(金)予定
- (9) 契約の締結
令和 8 年 9 月下旬予定

5. 参加手続

- (1) 実施要領の公表
ア. 公 募 期 間 : 令和 8 年 8 月 3 日(月)～令和 8 年 8 月 21 日(金)
イ. 公 募 方 法 : 役場・各支所の掲示板・村 HP にて公表
- (2) 質疑・回答
ア. 質疑受付期間 : 公募開始～令和 8 年 8 月 10 日(月) 正午必着 ※様式は自由とする
イ. 質 疑 方 法 : 持参・郵便または電子メールにより下記担当部署に提出
ウ. 回 答 日 時 : 令和 8 年 8 月 14 日(金)
エ. 回 答 方 法 : 電子メールにより回答
競走上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、
質疑回答集として、全ての申込者に回答します。
- (3) 応募書類の提出
ア. 提 出 締 切 : 参加表明書 令和 8 年 8 月 21 日(金) 17 時厳守
企画提案書 令和 8 年 9 月 9 日(水) 17 時厳守
※提出締切後に到着した書類は無効とする。
イ. 提 出 方 法 : 持参(平日 8 時 30 分～17 時)または郵送
※提出先は、「11.問い合わせ先」のとおり

6. 提出書類

(ア)～(エ)の様式は原則自由とする。なお、公平性を保つ観点から、説明資料等において提案者の名称が特定できるような表現は使用しないこと。

(ウ)～(オ)については、企画提案書の締切までに提出すること。

(ア) 参加表明書

※事務所所在地、商号又は名称、代表者職・氏名及び押印が含まれていること

(イ) 企画提案書(正本 1 部、副本 2 部、電子データも併せて提出すること)

※業務遂行にあたっての総合的実施方針、予算・執行管理の手法、具体的な実施計画及びスケジュール、業務実施体制、参加者募集の手法、受注実績の内容、式根島からの参加者についての対応方針(にしき最終便での日帰りか、新島での宿泊か等)が含まれていること

(ウ) 価格提案書(見積書)

(エ) 工程表、業務実施体制

(オ) 法人税・法人事業税・消費税および地方消費税の滞納がないことの証明

※発行日から 3 ヶ月以内のもの

7. 評価方法

(1) 評価基準(別紙「評価基準」のとおり)

(2) 評価方法

企画提案書・価格提案書・プレゼンテーションおよびヒアリングについて、評価基準に基づいて評価する。

(3) プレゼンテーションおよびヒアリング

本業務を受託した際に携わる担当者が出席し、企画提案書に沿って説明を行う。1 事業者あたり 45 分(プレゼンテーション 15 分、ヒアリング 30 分)程度とし、参加人数は 3 名までとする。なお、日時場所(オンラインの場合も含む)等の詳細は令和 8 年 9 月 11 日(金)までに電子メールにて通知する。

(4) 候補者の選定方法

ア. 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者、次点で高い者の 2 者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ. 最高点または次点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、当該者は当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ. ア、イに関わらず、審査員の合計点が 300 点未満の場合は候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア. 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ. 本募集要項に示した企画提案書等の作成および提出に関する条件に違反した場合

ウ. 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合

- エ. 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ. 評価に関わる委員に対して、直接間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ. その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8. 選定結果の通知、公表

候補者選定後、参加者全員に選定または非選定の結果を通知する。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点および選定理由
- (2) (1)以外の参加者の名称および総合点
 - ※ (1)以外の参加者の名称は、ABC 表記とし、総合点は点数順に表記
 - ※ 参加者が 2 者の場合、次点者の得点は公表しない

9. 契約手続き

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と新島村との間で、委託内容や経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な理由により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届(任意様式)を提出すること。

10. その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書および価格提案書については、1 者につき 1 提案に限る。
- (3) すべての提出書類は提出した後の差替、訂正、再提出をすることができない。
ただし、新島村から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、新島村が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリングおよびプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時および計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定める単位とする。

11. 問い合わせ先

新島村 企画財政課企画調整室

電 話：04992-5-0204

メー ル：cyousei2@nijijima.com

郵 送 先：〒100-0402 東京都新島村本村 1-1-1